

「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」について

弁護士知財ネット

弁護士 清水 亘

弁護士 井上 乾介

弁護士 角田 匠吾¹

ポイント：文化的表現の多様性の保護及び促進を目的とする「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」は、2007年に発効した。現在では146の国・機関が批准しているが、日本はまだ同条約を批准していない。当初懸念された自由貿易への悪影響は見られない一方で、同条約をコンテンツ産業の振興や海外展開に活用している締約国もある。日本としては、同条約を早期に批准し、日本のコンテンツ政策に活用することが期待される。

目 次

- 1 はじめに
- 2 文化多様性条約の背景
- 3 文化多様性条約の交渉・採択の経緯
- 4 文化多様性条約の内容
- 5 文化多様性条約締約国における施策
- 6 日本のコンテンツ海外展開戦略への示唆

1 はじめに

2019年7月29日、日本政府が2020年通常国会で「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」（以下「文化多様性条約」という。）を批准する方針を固めたとの新聞報道があった²。

文化多様性条約は、2005年10月20日にパリで開催された第33回国連教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）総会において採択され、2007年3月18日に30カ国の批准により発効した国際条約である。日本は、採択時に賛成したものの、保護主義につながるとの懸念から、文化多様性条約を批准してこなかった³。

しかし、文化多様性条約の発効から10年以上が経過し、2020年1月現在で146の国・機関が批准している。懸念された悪影響は特段見られないとする実証研究も発表されており、締約国は同条約を自国のコンテンツ産業の振興や海外展開に活用している。

1 3名ともアンダーソン・毛利・友常法律事務所

2 日本経済新聞「146の国・機関とコンテンツ貿易推進、政府「文化多様性条約」批准へ調整」2019年7月29日付電子版、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO47891670Y9A720C1PE8000/>

3 <http://www.unesco.org/eri/la/convention.asp?KO=31038&language=E>

そこで、本稿では、まず、文化多様性条約の背景(2)、交渉・採択に至った経緯(3)を概観し、文化多様性条約の主な内容を紹介する(4)。次いで、文化多様性条約締約国がユネスコに提出した報告から各国の施策の一部(5)を紹介し、日本のコンテンツ関連政策への示唆(6)を述べる。

2 文化多様性条約の背景⁴

文化多様性条約の採択は「国際自由貿易体制における文化産業の保護」という問題を背景とするものである。その起源は、1920年代にアメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）のハリウッド映画の輸出額の急増に危機感を抱いたヨーロッパ諸国やカナダが自国の映画産業保護のために「スクリーン・クォータ」を導入したことに始まる。「スクリーン・クォータ」とは、国内の映画館に自国内で製作された映画を一定数上映することを義務付ける法制度である⁵。

第2次世界大戦後の世界各国は、ブロック経済等の保護貿易への反省から「関税及び貿易に関する一般協定」（以下「GATT」という。）の下で国際自由貿易体制の構築を目指した⁶。「スクリーン・クォータ」は、自国と外国の映画を区別する点で、GATTの基本原則の一つである内国民待遇原則に違反するおそれがあった。しかし、GATTは「露出済映画フィルムに関する特別規定」（第4条）による明文の例外を認めた。

その後、映画に代わってテレビが台頭し、GATT第4条がテレビ番組にも適用されるか、ヨーロッパ経済共同体の「国境なきテレビ指令」はGATT第4条に違反するか⁷、「露出済みフィルム」という「物品」を対象としたGATT第4条をGATTの後継体制である世界貿易機関（以下「WTO」という。）において、テレビや映画等オーディオ・ビジュアル産業の保護一般に拡大すべきか、など様々な問題が提起された。

これらの一連の問題は、時期と対象は異なるものの、いずれもヨーロッパ諸国及びカナダが、「テレビや映画は各国固有の『文化』であり、自由貿易の例外である。」と主張したのに対し、アメリカが「テレビや映画も経済的な『物品・サービス』であり、他の物品・サービスと同様に自由化すべきである。」と主張したという構図であった。

3 文化多様性条約の交渉・採択の経緯

ヨーロッパ諸国・カナダ対アメリカという構図は、WTOが成立し、WTO協定付属文書「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）⁸で、テレビや映画も「サービス貿易」として自由化対象となったことによって、一層クローズアップされた。

4 鈴木淳一「『文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約（文化多様性条約）』の採択と意義」獨協法学77号49頁以下（2008）https://dokkyo.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=711&item_no=1&page_id=13&block_id=17

5 例えば、1948年におけるイギリスのスクリーン・クォータは長編映画の上映時間のうち40パーセントが自国映画でなければならないというものであった。http://www.terramedia.co.uk/media/film/quotas_and_levis.htm

6 日本語訳（経済産業省作成）https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/wto_agreements/custom_duty/index.html

7 加盟国に対しテレビ放送時間の50パーセント以上を「ヨーロッパの」番組用に確保することを義務付けた。<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:31989L0552&from=EN>

8 日本語訳（外務省作成）https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page25_000440.html